

農政対策資料
令和2年2月

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|----|-----------------------|----|
| I | 食料・農業・農村基本計画の見直し | 1 |
| II | 2018年農業産出額、愛知県3,115億円 | 25 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 食料・農業・農村基本計画の見直し

1月29日、農水省は新たな食料・農業・農村基本計画策定に関連し、「次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方」を示し、国の経営政策や農村政策の方向性を示した。2月13日、農水省は、同計画の策定に関連し、食料自給率目標や関連政策の考え方を示した。自給率は、飼料自給率を反映しない「産出段階」の目標を新たに設定する。

21日、「新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）」が食料・農業・農村政策審議会企画部会に示された。

今後は、各品目の具体的な数値目標や、新たな食料自給率の目標、輸出目標等の策定等を中心に議論が進められ、3月中に閣議決定される見込みである。

II 2018年農業産出額、愛知県3,115億円

1月15日、農水省は2018年の農業総産出額を公表した。全国で前年より2.4%（2,184億円）減少し、9兆558億円となった。

愛知県の農業産出額は前年より3.6%（117億円）減少し、3,115億円となった。

1 食料・農業・農村基本計画の見直し

— 骨子（案）固まる —

1. 食料・農業・農村基本計画

(1) 次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方

- 1月29日、農水省は新たな食料・農業・農村基本計画策定に関連し、「次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方」を示し、国の経営政策や農村政策の方向性を示した。

【「次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方」のポイント】※下線は中央会

(1) 「担い手」の育成・確保

- ・ 人・農地プランの実質化を通じて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、基盤整備
- ・ 経営規模や法人・家族の別など経営形態に関わらず、将来にわたり農業を継続する者への経営基盤の円滑な継承を推進
- ・ 新規就農の促進、女性の経営・社会参画、多様な人材（高齢者、障がい者等）の確保、適正な世代間バランスの実現
- ・ 最先端技術を活用したスマート農業の現場実装のほか、生産の省力化（省力栽培、基盤整備）
- ・ 外国人材の円滑な受入れの検討
- ・ デジタル技術の積極的な活用によるデータ駆動型の農業経営の実現

(2) 農地の有効利用

- ・ 土地持ち非農家が持つ農地も含め、農地の有効利用促進
- ・ 中山間地域などにある条件が悪く、耕作放棄が危惧される農地は、放牧等の粗放的な利用等についても検討

(3) 需要の変化への対応、輸出

<生産面>

- ・ 高収益作物の生産拡大、農産物の高付加価値化、業務用需要への対応
- ・ 農地の集積・集約化、機械化体系の導入等によるコスト低減
- ・ 災害、家畜疾病等に対応したセーフティネット対策の構築等リスク管理強化

<流通・販売面>

- ・ 農産物の差別化、海外マーケットの獲得に向けた輸出、共同輸配送の推進など安定した流通の確保と取引の適正化を推進

<消費面>

- ・ 食育の推進や表示の理解増進を通じて産地・消費地の共通認識を醸成
- ・ 農業・農村について消費者の理解を深め、国産農産物の消費拡大促進

(4) 地域政策

- ・ 中山間地域を含む農業経営モデルを示すとともに、「関係人口」の増大に向けて関係省庁と連携
- ・ 非農家も参加した地域資源保全・活用の取組を推進（関係府省との支援体制の構築等）

（詳細は別紙1「次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方について」の通り）

- 農水省が開催した食料・農業・農村政策審議会企画部会において、JA全中の中家会長は次のように発言している。

・「農業の多面的機能の発揮」という文言を入れるべき。
・「食料安全保障の確立」や「中小・家族経営」といった重要なキーワードは、趣旨として読み取れる部分もあるが、明確に文言を記述するべき。

- 29日、自民党は、農業基本政策検討委員会（小野寺五典委員長）を開き、基本計画の見直し検討を行った。出席者からは「食料安保の考え方を基本に据えてほしい」など食料安全保障の重視を訴える意見が続出した。また、野村哲郎農林部会長から「親元での就農者に焦点を当ててほしい」と発言があった。

（2）食料自給率目標や関連政策の考え方

- 2月13日、農水省は、同計画の策定に関連し、食料自給率目標や関連政策の考え方を記載した「品目ごとの生産のあり方及び食料政策等に関する主な論点と対応方向」等を示した。

【「品目ごとの生産のあり方及び食料政策等に関する主な論点と対応方向」のポイント】

・ 飼料自給率を反映しない「産出段階」の自給率目標を新たに設定
・ 従来の飼料自給率を反映した目標と新たな目標を併記
・ 需要に応じた米の生産・販売
・ 肉用牛・酪農の増頭・増産
・ 海外市場や加工・業務用需要を狙った園芸産地の育成
・ スマート農業の推進
・ 新たな輸出目標の策定、輸出拡大による所得向上対策
・ 農林水産物・食品輸出の新たな目標を設定、所得向上の対策を強化
・ JAは農村インフラを支える役割を果たす

- 自給率は、飼料自給率を反映しない「産出段階」の目標を新たに設定する。現行の自給率は、国内で生産した畜産物でも輸入飼料分は差し引いて算出されている。農水省は畜産農家の生産努力や消費者の実感を適切に反映する等の観点から、飼料自給率を考慮しない自給率を設定する考えを示した。（別紙2の通り）
- 一方で、輸入飼料分を差し引かずに食料自給率を算出することは、輸入飼料に依存している実態が見えにくくなる懸念も指摘されている。なお、従来のカロリーベース自給率は37%（2018年度）だが、飼料自給率を考慮しないと46%となる。
- また、「経営展望」として、他産業並みの所得を目指しつつ、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを主な営農類型・地域別に提示した「経営展望」として37モデルを提示する意向が示された。
（抜粋した2モデルは別紙3の通り）

- 加えて、新たなライフスタイルを実現する取組や規模が小さくても安定的な経営を行いながら、農地の維持、地域の活性化等に寄与する取組を9事例（「半農半X」など）提示する意向が示された。（抜粋した事例は別紙4の通り）
- なお、食料・農業・農村政策を推進する上でのJAの役割にも触れられており、「農業者の所得向上に向けて、自己改革を促しつつ、農村地域の生活インフラを支える役割を果たす」としている。JAの生活インフラ機能については、過去の基本計画で言及されたことはなく、これが盛り込まれれば、初の言及となる。

（3）基本計画骨子案

- 2月21日、「新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）」が食料・農業・農村政策審議会企画部会に示された。（別紙5の通り）

【「新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）」のポイント】※下線は中央会

- ・ 農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を両輪として進め、国民生活に不可欠な食を安定的に供給
- ・ 生産性を向上させるスマート農業を加速化
- ・ 畜産の競争力強化、麦・大豆の増産、水田の高収益作物への転換を推進
- ・ 地域コミュニティ機能の維持や強化と多面的機能の発揮促進
- ・ 食料自給率目標として飼料自給率を反映しない「産出食料自給率目標」も設定
- ・ 国内農業の生産基盤を強化し、国内農業生産の増大を図るとともに、安定的な輸入を確保するなど、総合的な食料安全保障を確立
- ・ 食育の推進を通じて国民の理解を深め、国産農産物の消費拡大につなげる
- ・ 経営規模や家族・法人の別を問わず、担い手の育成を進めるとともに、継続的に農地利用を行う中小・家族経営も、地域の農業生産を支える実態を踏まえ、生産基盤を強化
- ・ 法人化や人材の確保をはじめとする支援を総合的に実施する「地域営農支援プロジェクト」を設置
- ・ 親子間を含めた計画的な経営継承の推進

（4）今後のスケジュール

- 今後は、各品目の具体的な数値目標や、新たな食料自給率の目標、輸出目標等の策定等を中心に議論が進められ、3月中に閣議決定される見込みである。（今後のスケジュールは別紙6の通り）

2. 食育推進基本計画

- 2月7日、農水省は自民党食育調査会（会長：土屋品子・衆・埼玉、事務局長：今枝宗一郎・衆・愛知）に2021年度から始まる第4次食育推進基本計画の策定に向けた論点を示した。

【第4次食育推進基本計画の策定に向けた主な論点】

- ・生産現場と給食現場の調整役の確保
- ・若い世代の生活リズムや食生活の見直し
- ・食育に関心の低い層への周知
- ・食品ロス削減など環境にも配慮した食育
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録された和食の保護・継承

- 閉会にあたって、土屋会長は「国連が推進し、世界中がSDGs（持続可能な開発目標）に向かっている。食育とリンクさせて、第4次計画を作成していく必要がある」との考えを述べている。

次期基本計画の検討に向けての基本的な考え方について (案)

- 1 我が国農政は、現行基本計画の下、農業所得の向上、新規就農者の増加、輸出の増加等農業の成長産業化に向けて成果を上げてきた。
- 2 一方、農業・農村を取り巻く国内外の環境をみると、①TPP を始めとする国際化への対応、②頻発する大規模災害、③CSF、ASF 等家畜疾病、④地球温暖化等の気候変動などが生じており、これらに対応した農業生産を行っていかねばならない。
- 3 しかしながら、我が国の人口は、かつてない減少局面にあり、今後 30 年間で 2 割減少すると見込まれ、農業就業者はすう勢で 2030 年に約 4 割減少、2040 年に半数以下に、農地面積も施策を講じなければすう勢で 2040 年に約 2 割減少すると見込まれている。
また、中山間地域は農業産出額の 4 割を占めるが、農村人口の減少、高齢化に伴い、農業生産のみならず地域社会の維持も困難になる地域が増加することが予想される。このままでは、農業生産が継続できず、国民への食料の安定供給が損なわれる事態となりかねない。
- 4 このような農業・農村の状況下にあっても、国民生活に不可欠な食を将来にわたって安定して供給できるよう、我が国農業・農村の持続可能性を確保していく指針

を示すことが次期基本計画のテーマである。

5 中長期的な観点から農業・農村に及ぶ影響を見通した上での政策方向は次のとおり。

(1) 農業を成長産業化し、持続的に発展させるためには、多様化する国内外の需要に対応しつつ、新技術の活用や他業種との連携を進めながら、良質な農産物を合理的な価格で安定供給することのできる農業経営を実現していかなければならない。

このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であり、これを目指す経営体を含む「担い手」の育成・確保が喫緊の課題である。

したがって、人・農地プランの実質化を通じて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や、基盤整備に取り組む。さらに、経営規模や法人・家族の別など経営形態にかかわらず、将来にわたり農業を継続する者への農地をはじめとする経営基盤の円滑な継承を推進していく。

また、新規就農の促進、女性の経営・社会参画、多様な人材（高齢者、障がい者等）の確保を進め、適正な世代間バランスを実現しつつ、農業就業者を確保する。生産性を向上させるため、最先端技術を活用したスマート農業の現場実装のほか、生産の省力化（省力栽培、基盤整備）を進める。その上で、なお不足する人材を確保するため、外国人材の円滑な受入れを検討する。併せて、発展著しいデジタル技術の積極的な活用により、データ駆動型の農業経営の実現を図る。

(2) 農業の生産基盤である農地の有効利用は、食料自給力の確保のためにも重要な課題である。

このため、将来にわたり農業を継続する者への農地の円滑な継承を推進し、土地持ち非農家が持つ農地も含め、農地の有効利用を促していく。

また、中山間地域などにある条件が悪く、耕作放棄が危惧される農地は、放牧等の粗放的な利用等についても検討していく。

(3) 国内では、今後、高齢化や人口減少が本格化するとともに、単身世帯や共働き世帯が増加し、食料消費の減少、食の加工・外部化が一層進むことが見込まれる、一方、海外では、人口増加・所得向上により、農林水産物・食品のマーケットの拡大が見込まれる。

このような需要の変化に対応しつつ所得を確保していくため、生産面では、高収益作物の生産拡大、農産物の高付加価値化、業務用需要への対応等を図るとともに、農地の集積・集約化、機械化体系の導入等によるコスト低減を合わせて推進していく。また、災害、家畜疾病等のリスクに対応し生産の安定を図るため、セーフティネット対策の構築等リスク管理を強化していく。

流通・販売面では、農産物の差別化、海外マーケットの獲得に向けた輸出、共同輸配送の推進など安定した流通の確保と取引の適正化を推進していく。

消費面では、食育の推進や表示の理解増進を通じて産地・消費地の共通認識を醸成するとともに、農業・農村について消費者の理解を深め、国産農産物の消費拡大につなげる。

(4) 農業の持続性確保のためには、(1)～(3)の産業政策とともに、地域政策で農村を支えていくことが重要。特に、中山間地域は、農業の生産条件が厳しく、人口減少・高齢化の急速な進展のおそれが高い。

このため、中山間地域を含む農業経営モデルを示すとともに、「関係人口」の増大に向けて関係省庁と連携しつつ、他産業による所得の確保や、定住条件の整備等を総合的に講じていく。また、非農家も参加した地域資源保全・活用の取組を推進する。その際、現場での施策ニーズの把握や関係府省との支援体制の構築等について、農村の振興を所掌する農林水産省が主導的な役割を果たしていく。

6 以上の政策を講じる上で、基本となるのは消費者の理解と行動であり、消費者の目線に立った分かりやすい情報を発信していく。

さらに、消費者が農業・農村に対する理解を深め、食育・地産地消、食を通じた健康づくり、食品ロス削減、国産消費拡大等に主体的に取り組めるよう、SDGsの観点から新たな国民運動を展開していく。

(参考)自給率目標の種類と計算方法

- ・ 食料全体について単位を揃えて計算する総合食料自給率は、生産額ベースとカロリーベースの目標をそれぞれ設定。
- ・ 畜産物は、飼料の自給度合いに大きく影響を受けることから、飼料自給率の目標も設定するとともに、総合食料自給率の目標算出に反映してきたところ。
- ・ 一方で、国産畜産物に対する畜産農家の生産努力を適切に反映する等の観点から、飼料自給率を反映しない「総合食料自給率目標（産出段階）」も新たに位置付け、これまでの飼料自給率を反映した総合食料自給率目標とともに設定。
- ・ なお、品目別自給率は、総合食料自給率を計算する際のバックデータとして、前回の基本計画同様、参考資料に掲載。

	総合食料自給率（飼料自給率反映【従来どおり】）	総合食料自給率（産出段階）【新規】
生産額ベース	$\frac{\text{食料の国内生産額}}{\text{食料の国内消費仕向額}} = \frac{\text{国内生産量(食用)} \times \text{国産単価}}{\text{国内消費仕向量(食用)} \times \text{単価}} = \text{〇〇}\%$	$\frac{\text{食料の国内生産額}}{\text{食料の国内消費仕向額}} = \frac{\text{国内生産量(食用)} \times \text{国産単価}}{\text{国内消費仕向量(食用)} \times \text{単価}} = \text{〇〇}\%$
カロリーベース	$\frac{\text{国産供給熱量}}{\text{供給熱量}} = \frac{\text{純食料(国産)} \times \text{単位カロリー}}{\text{純食料} \times \text{単位カロリー}} = \frac{\text{(畜産物)飼料自給率}}{\text{単価}} = \text{〇〇}\%$	$\frac{\text{国産供給熱量}}{\text{供給熱量}} = \frac{\text{純食料(国産)} \times \text{単位カロリー}}{\text{純食料} \times \text{単位カロリー}} = \text{〇〇}\%$

飼料自給率	$\frac{\text{純国内産飼料供給量(TDNトン)}}{\text{飼料供給量(TDNトン)}} = \text{〇〇}\%$	<small>※ TDN（可消化養分総量）とは、エネルギー含量を示す単位であり、飼料の実量とは異なる</small>
-------	---	--

(参考)

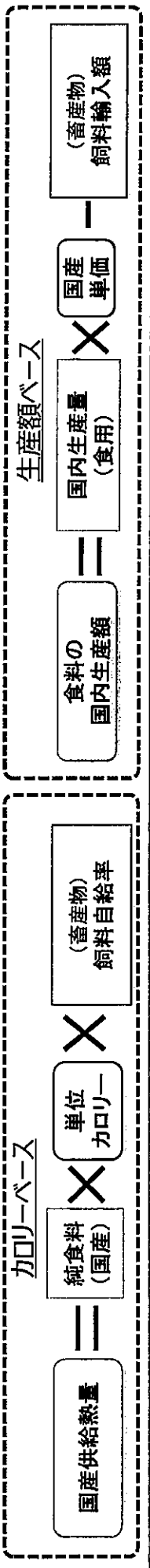
品目別自給率	$\frac{\text{品目の国内生産量(トン)}}{\text{品目の国内消費仕向量(トン)}} = \text{〇〇}\%$
--------	---

(参考)総合食料自給率(産出段階)について

○ 畜産物の食料自給率は、飼料自給率を反映して計算。

○ 厳密に国内生産を捉える面で有効だが、実際の国内生産量を用いた計算よりも、値が低く算出（特にカロリーベース）。

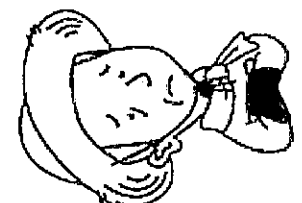
○ 種苗・肥料等の他の資材でも海外依存度が高いものの、飼料自給率のような反映は行っていない。



＜総合食料自給率（産出段階）（平成30年度）＞

	カロリーベース	生産額ベース
総合食料自給率	46% (37%)	69% (66%)
畜産物の自給率	62% (15%)	68% (56%)
牛肉	43% (11%)	64% (56%)
豚肉	48% (6%)	56% (43%)
鶏卵	96% (12%)	96% (65%)

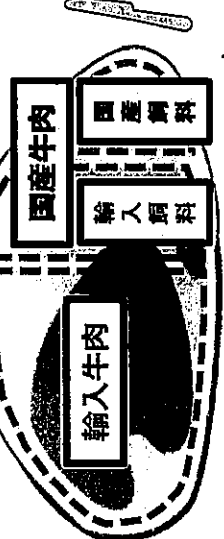
手塩にかけて育てたのに、使った餌で国産にカウントされないのか...。



生産サイドから見た課題

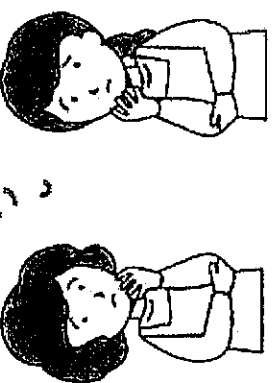
国産畜産物の生産に取り組む畜産業者の生産努力が反映されない。

()内は飼料自給率を反映した総合食料自給率



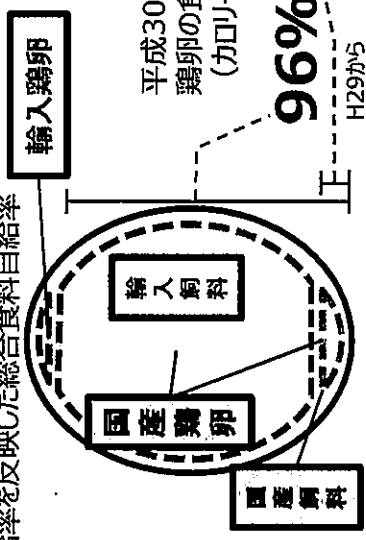
平成30年度
牛肉の食料自給率
(カロリーベース) **43% → 11%**
H29から 飼料自給率反映
参考値で公表

お店では国産品もよく見かけるのに、意外に自給率は低いのね...。



消費サイドから見た課題

実際に国内生産された畜産物を消費する実感と合わない。



平成30年度
鶏卵の食料自給率
(カロリーベース) **96% → 12%**
H29から 飼料自給率反映
参考値で公表

国産畜産物に対する畜産農家の生産努力や消費者の実感を適切に反映する等の観点から、飼料自給率を反映しない「産出段階」の総合食料自給率目標も新たに目標として位置付け、これまでの飼料自給率を反映した総合食料自給率目標とともに設定。

農業経営モデル⑱


営農類型：露地野菜（生食・多品目栽培） 対象地域：関東以西

モデルのポイント
機械の高度化やセンシング技術の導入、一部作業の外部委託等により複数品目を効率的に営農管理し、省力化・生産性の向上を図る家族経営

技術・取組の概要
 > 営農管理システム等の活用により、多品目の組み合わせによる輪作体系を効率的に管理し、経営耕地を有効活用
 > 乗用型全自動移植機の導入・活用により、移植作業時間を約●%削減
 > 外部委託によるドローンを活用したセンシング、農薬散布等によって、中間管理の負担を軽減し、当該作業時間を約●%削減
 > 全自動収穫機の導入によって、収穫・選別時間を約●%削減するとともに、さらにアシストスーツの活用により重労働の作業負担を軽減


経営発展の姿 【経営形態】 家族経営（2名、臨時雇用8名） 【経営規模・作付体系】 経営耕地 だいこん 6.7ha キャベツ 2.7ha メロン 1.7ha すいか 0.6ha かぼちゃ 1.0ha 0.8ha	【試算結果】 粗収益 ●●万円 経営費 ●●万円 農業所得 ●●万円 主たる従事者の所得（/人） ●●万円 主たる従事者の労働時間（/人） ●●hr	【経営形態】 家族経営（2名、臨時雇用9名＋作業受託組織） 【経営規模・作付体系】 経営耕地 だいこん 3.45ha キャベツ 2.10ha メロン 1.35ha すいか 0.45ha かぼちゃ 0.75ha 0.60ha
--	---	--

耕起、移植・播種



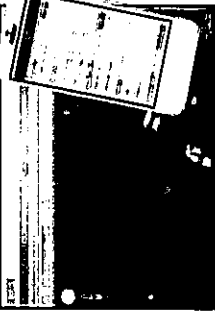
- 乗用型全自動移植機

栽培管理




- ドローンによるセンシング・農薬散布等

営農管理




- 営農管理システム

収穫



- 全自動キャベツ収穫機

運搬



- アシストスーツ

(注) 試算に基づくものであり、必ずしも実態を表すものではない。

●：2019年までに市販化 ●：2022年頃までに市販化 ●：2025年頃までに市販化

農業経営モデル②

営農類型	施設野菜（トマト）	対象地域	全国
------	-----------	------	----

モデルのポイント
 従来の勘と経験のみによる栽培からデータに基づく栽培方法の導入と規模拡大により所得向上を目指す家族経営

技術・取組の概要
 > パイプハウスによる加温主体の栽培から複合環境制御が可能な低コスト耐候性ハウスへの転換
 > ①生育環境を最適化する複合環境制御技術、②周年出荷が可能な長期多段栽培技術、③栽培の効率化・省力化につながる養液土耕栽培技術の組み合わせにより、収量を飛躍的に向上
 > 自動走行防除機や低コストな自走式高所作業車の導入で労働生産性を向上

経営発展の姿		
【経営形態】 家族経営（2名、臨時雇用5名）	●●万円 ●●●万円 ●●●万円	【試算結果】 粗収益 経営費 農業所得
【経営規模・作付体系】 経営耕地 大玉トマト	●●●万円 ●●●hr	
	0.5ha 0.5ha	主たる従事者の所得（/人） 主たる従事者の労働時間（/人）
		(参考) 比較を行った経営モデル 【経営形態】 家族経営（2名、臨時雇用1名） 【経営規模・作付体系】 経営耕地 トマト

栽培管理




● 複合環境制御装置 (UECS)



● 長期多段栽培技術



● 低コスト耐候性ハウス



● 自動走行防除機



● 自走式高所作業車

● : 2019年までに市販化 ● : 2022年頃までに市販化 ● : 2025年頃までに市販化

(注) 試算に基づいたものであり、必ずしも実態を表すものではない。

1. 半農半Xによる経営向上及び新たなライフスタイルの実現の取組

②半農半X(スポーツ)を実践する企業により地域農業を振興

高知ファイティングドックス【高知県越知町、佐川町、日高村】

おちよう さかわちよう ひだかむら

実施主体の概要

- ・平成17年創設の高知ファイティングドックスはプロ野球独立リーグ・四国アイランドリーグplusに所属。
- ・農業ビジネスへの参入、小中学校への出前講座、地域の飲食店との特産品共同開発など、独自の地域密着型経営を展開。
- ・選手たちが練習の合間に稲、しょうが等の農作物の栽培管理を実施。

取組の特徴

- ・平成21年に、高知ファイティングドックス、越知町及び佐川町の3者でホームタウン協定を結び、地域活性化と球団の更なる発展を共に目指していくこととし、その一環として農業部門へ進出。
- ・水田の所有者と共同で稲作を行い、地域の保育園児・幼稚園児と田植えや稲刈りにより交流。
- ・選手自らがビニールハウスを作成し、ハーブ類等野菜を生産・販売。
- ・球団で牛の飼育を行い、食肉として販売。

取組の工夫・効果

- ・選手引退後のセカンドキャリア支援(引退後に就農した例)や地域の農業振興に貢献。
- ・球団の積極的な地域貢献活動により、地域のコミュニティ再生や地域活性化に貢献。これらの活動が周知、賛同されることで、スポンサー獲得、試合の集客効果に繋がり、平成23年度に球団経営の黒字化に成功。



「ドックスジンジャー」と名付けられた球団オリジナルの生姜の植え付け
※球団Facebookより



越知町の保育園児・幼稚園児との交流
※球団Facebookより



地域のスーパーマーケットにて「ドックスジンジャー」の販売・PR
※球団Facebookより

令和2年2月21日

新たな食料・農業・農村基本計画 骨子（案）

～人口減少時代の農業・農村と食料供給～

1. 基本的考え方

- これまでの農政改革の成果や、
〔農業所得の増加、輸出額が7年連続で過去最高を更新、49歳以下の新規就農者数2万人ペースを維持。〕

- 国内外の情勢変化を踏まえ、
〔**【懸念】**①人口減少・高齢化の本格化、②生産現場の人手不足と生産基盤のせい弱体化、③農村人口の減少と地域コミュニティの衰退、④頻発する大規模災害、⑤CSF、ASF等家畜疾病や植物病害虫、⑥地球温暖化等気候変動等
【可能性】①ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大に伴う国内外の新たな需要の取り込み、②革新的な新技術の実用化（スマート農業の実装、IoT、デジタル化）、③SDGsなど持続可能な社会実現への貢献〕

人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進め、国民生活に不可欠な食を安定的に供給していくことを、今回の基本計画の基本コンセプトとしつつ、

【食・需要】

人口減少に伴う国内マーケットの縮小により国内生産自体が縮小する懸念が増大。このため、農業者等と食品事業者等との連携強化により、加工用原料などの国内需要への対応や新たな市場の創出が不可欠。新たな輸出目標・農林水産大臣を本部長とする司令塔組織の下での輸出の拡大、グローバル産地づくり。また、食品ロスやプラごみへの対応、食育等を通じた国民の理解を醸成。

【人・農地】

農業者の大幅な減少等により、農業の生産基盤が損なわれる地域が発生する事態が懸念。これを防ぐため、人・農地プランによる地域農業の点検の加速化と、各種施策の一体的な実施が不可欠。ま

た、担い手の育成、法人化の推進、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化に加え、円滑な経営継承に向けたマッチング・支援のパッケージ化、新たな農業人材の確保・育成パッケージの策定、農業支援サービスの定着を促進。経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、生産基盤の強化につなげていく。

【技術・生産】

高齢化や人手不足を解決し、生産性を向上させるスマート農業を加速化、データ駆動型農業を実現するデジタルトランスフォーメーション、畜産の競争力強化、麦・大豆の増産、水田の高収益作物への転換を推進。

【地域・農村】

地域をいかに維持し次の世代に継承するかといった視点を重視し、関係府省が連携し、農泊・ジビエ・農福連携など所得・雇用機会の増大、地域コミュニティ機能の維持や強化と多面的機能の発揮の促進、体制・人材づくりなどによる農村を支える活力の創出。

【災害】

大規模自然災害からの復旧、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、災害に備える農業経営の展開、災害対応体制の強化。など、食料・農業・農村それぞれの現場の課題に根ざした施策を推進していく。

2. 食料自給率

(1) 食料自給率の目標

- 国内マーケットの縮小や農業者の大幅な減少といった厳しい状況に際し、官民挙げて国内生産の維持・拡大と農業者の所得向上に取り組む必要があり、このことを通じて国民の生命と健康の維持に必要な熱量の供給を増やしていくとの考えを基本に、食料消費の見通しを考慮して、食料自給率目標を設定。
- 食料自給率の目標は、飼料の多くを輸入に依存している我が国における基礎的な目標として、
 - ・ 高度な生産管理により高品質な農産物等を生み出すという我が国農林水産業の強みがより適切に反映される「生産額ベース」(●%)
 - ・ 国産食料の供給により国民の生命と健康を維持するという食料安保の観点が明確になる「供給熱量ベース」(●%)をそれぞれ設定。

- また、国産飼料基盤に立脚した畜産の振興を図る観点から、これまで同様、飼料自給率目標を設定する一方で、国内の畜産業による産出状況を適切に評価するため、飼料自給率を反映しない「**産出食料自給率目標**」（生産額ベース●%、供給熱量ベース●%）も設定。

(2) 食料自給力指標

- 我が国農林水産業の食料の潜在生産能力を把握する観点から、我が国の農地、農業者、農業技術等をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標を提示。
- 今回は、農業労働力や農業技術も考慮するよう指標を改良。また、新たに将来（令和12年）における指標（見通し）についても併せて提示。

3. 具体的施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

<基本的考え方>

- ◆ ライフスタイルの変化に伴う食の外部化・簡便化の進展等、消費者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、6次産業化等により、新たな価値の創出を推進。
- ◆ 需要が旺盛な海外の需要獲得に向け、新たな輸出目標を掲げ、司令塔組織の下での輸出阻害要因への対応やグローバル産地づくり等、農林水産物・食品の輸出を通じた生産者の所得向上を推進。
- ◆ CSF、ASF 対策等の動植物防疫措置の強化や、科学の進展等を踏まえた食品の安全確保を着実に進める。
- ◆ 将来にわたって国民に食料を安定的に供給するため、国内農業の生産基盤を強化し、国内農業生産の増大を図るとともに、安定的な輸入を確保するなど、総合的な食料安全保障を確立。
- ◆ 食育の推進や表示の理解増進を通じて産地・消費地の共通認識を醸成するとともに、農業・農村について国民の理解を深め、国産農産物の消費拡大につなげる。

① 新たな価値の創出による需要の開拓

農業と食品産業、観光業等との連携による高付加価値のビジネスの創出・6次産業化、食品事業者やベンチャー企業等が農業者等と協

働した取組、サプライチェーン全体での食品流通の合理化、食品産業の働き方改革、食品ロス削減、食を通じた健康管理支援サービスの展開等による付加価値の向上、民間活力の導入等を推進。

②グローバルマーケットの戦略的な開拓

輸出促進を担う司令塔組織の下で輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、GFPによるグローバル産地づくり、オールジャパンのプロモーション等輸出促進の取組を強化。また、モノの輸出のみならず、グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開、知的財産等を国内外において保護・活用する取組を推進。

③消費者と食・農とのつながりの深化

食生活・食習慣の変化と結び付けた「日本型食生活」や農林漁業体験など食育の推進、学校等施設の給食に対する地域の農産物の安定供給体制の構築、和食文化の保護・継承等、消費者と農業者との関係を強化。

④国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全を確保するため、科学的知見に基づき、国際的な枠組みによるリスク管理等を引き続き実施。また、消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実や適切な表示等を推進。

⑤食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスク分析と対応策の検討、不測の事態における緊急的な対応手順の見直し・充実、衛星データを活用した食料輸出国等のモニタリングの充実、輸入の安定化や多角化や、適正な備蓄水準の確保等を推進。CSF・ASFへの対応も含め、動植物防疫措置を一層強化。

⑥TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

新市場の開拓の推進とともに、生産基盤の強化と経営安定・安定供給へ備えた措置を講ずる。国際交渉では、我が国農林水産業が今後とも国の基として発展していけるよう交渉を行うとともに、我が国農産品輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指す。

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

＜基本的考え方＞

- ◆ 農業が成長産業として発展していくためには、望ましい農業構造を確立し、国内外の需要の変化に対応しつつ、新技術の活用等により安定的に農産物を生産・供給していくことが重要。
- ◆ 経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人の別を問わず、担い手の育成・確保を進めるとともに、継続的に農地利用を行う中小・家族経営も、地域の農業生産を支える実態を踏まえ、生産基盤を強化。
- ◆ 新規就農の促進、女性の経営・社会参画、多様な人材（高齢者、障害者、生活困窮者等）の活用等を推進。
- ◆ 人・農地プランの実質化を通じて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を進める。さらに、農地等の資源が次世代の担い手に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進。
- ◆ 農業の成長産業化の観点と、農業・農村の防災・減災対策などの国土強靱化の観点から、農業生産基盤整備を効果的に推進。また、消費者や実需者のニーズを踏まえて各品目の生産基盤を強化。
- ◆ 先端技術を活用したスマート農業を加速化するとともに、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、データ駆動型の農業経営の実現を図る。
- ◆ SDGs が目指す持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮した農業や気候変動による被害軽減のための技術開発・普及を推進。

①力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

経営形態の別にかかわらず、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として育成・確保。農業経営の法人化を加速する。また、集落営農の脆弱化を踏まえ、人・農地プランを通じ、令和2年度中に実態を把握した上で、地方農政局と都道府県・市町村の連携強化や地域農業の各種計画の連携・統合により、法人化や人材の確保をはじめとする支援を総合的に実施する「地域営農支援プロジェクト」を設置する。また、親子間を含めた計画的な経営継承の推進、農業内外からの青年層の新規就農者の増加と、より早期の経営発展・定着に向けた施策の見直し及びパッケージ化、農業教育の高度化等を推進。

②農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

法人や大規模経営だけでなく、継続的に農地利用を行う中小・家族経営等についても、地域農業を支える重要な役割を果たしている現状を踏まえ、産業政策と地域政策の両面から支援を行うとともに、先端技術を活用した作業代行やシェアリングなど次世代型の農業支援サービスの定着を促進。また、農業現場を支える多様な主体の活躍を促進するため、働き方改革、GAP、農作業安全対策、農福連携等を推進。

③担い手への農地集積・集約化と農地の確保

人・農地プランの実質化や、他の地域計画との連携・統合、農地中間管理機構の手続簡素化や体制の統合一本化により、担い手への農地の集積・集約を加速化。所有者不明農地対策の推進。荒廃農地の発生防止・解消対策を戦略的に進めるとともに、多様な農地利用方策を検討し必要な施策を実施。

④農業経営の安定化に向けた取組の推進

収入保険の普及促進・利用拡大の取組と併せて、自然災害等のリスクへの対応や関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方を検討し、令和4年を目途に必要な措置を実施。また、農業保険や経営所得安定対策など収入減少を補填する機能を有する類似制度について、上記の検討と併せ手続の電子化、申請データの簡素化等を推進。

⑤農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換、スマート農業への対応等の「農業の成長産業化」の観点と、農業水利施設の長寿命化、ため池の適正な管理・保全・改廃を含む農業・農村の防災・減災対策等の「国土強靱化」の観点から農業生産基盤整備を効果的に推進。

⑥需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

消費者や実需者のニーズを踏まえて各品目の生産基盤を強化するため、増頭・増産に向けた畜産の生産基盤強化、輸出や加工・業務用需要に対応した園芸作物の生産拡大、需要に応じた多様な米の安定供給、需要のある麦・大豆の増産等を推進。農業生産工程管理や効果的な農作業安全対策、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化を推進。

⑦コスト削減や高付加価値を実現する生産・流通現場の技術革新等

人手不足等の課題を解決するためにスマート農業を加速化。先端技術のみならず現場ニーズに即した研究開発・現場実装等を戦略的に推進。

⑧農業現場及び農業政策のデジタルトランスフォーメーション

デジタル技術の農業現場への実装、農業経営等の基盤となるデータ管理の効率化・利活用等を促進。行政手続等のオンライン化のための農林水産省共通申請サービスの構築等、農業のデジタルトランスフォーメーションを支える基盤を整備。

⑨気候変動の対応等環境政策の推進

温室効果ガスの排出削減対策、吸収源対策等の緩和策の推進。気候変動による被害を回避・軽減するため、生産安定技術や対応品種・品目転換等の対応、気候変動がもたらす機会を活用してこれまで輸入に依存していた作物の新規導入等の適応策の推進。また、生物多様性の保全、有機農業、土づくり等を推進。

(3) 農村の振興に関する施策

<基本的考え方>

- ◆ 農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、国土保全、水源涵養、景観の形成、文化の伝承など農業の有する多面的機能を発揮する場でもあり、この多面的機能は広く都市住民にも恵沢をもたらしているところ。
- ◆ とりわけ、中山間地域は、農地面積、農業産出額で全国の約4割を占め、我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っている一方、著しい人口減少・高齢化が予想されるなど厳しい状況にある。
- ◆ このため、都市住民への恵沢も踏まえた多面的機能の発揮を促進する施策を講じるとともに、発揮の場である農村を活性化する施策を講じていくことが重要。
- ◆ 施策効果を高められるよう、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省が連携した上で、①農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保、②安心して地域に住み続けるための条件整備、③地域を広域的に支える体制・人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出、の「三つの

柱」で地域政策を体系化。

- ◆ 特に、新たな活力の創出に際しては、地域への関心や関わりを持つ「関係人口」にも地域の支え手となってもらい、幅広い層により農村の活性化を図ることが肝要。
- ◆ その際、関係府省、都道府県・市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携し、一体的かつ総合的に推進。

①地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の展開、農泊、ジビエの利活用、様々な地域資源と他分野を組み合わせた価値創出の取組、6次産業化、農福連携、バイオマス・再生可能エネルギーなどの地域内活用、都市農業等の推進により所得と雇用機会を確保。

②中山間地域等をはじめとする農村に住み続けるための条件整備

地域コミュニティ機能の維持や強化のための地域のビジョンづくりやコンパクト・プラス・ネットワークとも連携した効果的な「小さな拠点」の形成を推進。高齢化や人材不足等に対応しつつ、日本型直接支払により多面的機能の発揮を促進。住居、情報基盤等の生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等を推進。

③農村を支える新たな動きや活力の創出

地域運営組織の形成、特定地域づくり事業推進法の活用、関係人口の創出・拡大や関係の深化等を図り、地域を持続的に支える体制や人材を育成・確保するとともに、半農半Xやデュアルライフ（二地域居住）など多様なライフスタイルの実現、棚田地域の振興等を通じ農村の魅力を高め、地域内外に発信すること等を通じ、国民の理解を推進。

④「三つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

農村の実態や要望を現場で把握し、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みを構築。その際、関係府省と連携し、農村を含む地域振興施策を担う都道府県や市町村の人材育成などを含め、総合的に推進。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

<基本的考え方>

- ◆ 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組は引き続き推進するとともに、近年の度重なる大規模な自然災害への予防的対応と発生後の迅速な対応を推進する。

①東日本大震災からの復旧・復興

地震・津波被災地は、復興・創生期間内の完了に向け、引き続き復旧・復興。原子力被災地については、引き続き、食品の安全確保の取組や、国内外の風評被害の払拭を推進するとともに、地域の将来像を描いた上で経営再開支援を行う。

②大規模自然災害への備え

過去の災害の教訓を最大限活かし、被害を最小化する事前防災を徹底。的確かつ迅速な初動対応に向け災害対応体制を強化。企業や自治体、教育機関と連携した食品の家庭備蓄の定着。災害に備える農業経営の取組を全国展開。異常気象リスクを軽減する品種・技術の開発や農業水利施設の耐震化、ため池の適正な管理等を推進。

③大規模自然災害からの復旧

災害査定効率化や査定前着工制度の活用により、早期の営農再開を支援するとともに、作物転換やスマート農業の実証など、新たな取組による営農再開を支援。

(5) 団体に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区）について、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにする。

4. 施策の推進について

- 国民視点・現場主義に立ち、現場の課題やニーズ等を積極的に把握しながら、地域の実態に即した施策を展開。
- 合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM）を推進。また、様々な関係者との連携・協働を部局横断的に行う観点から、農林水産省内で「プロジェクト」方式を活用し、進捗管理・施策を具体化。

- 施策の導入に当たっては、関係機関と連携して浸透に努める。また、現場と農政を結ぶ機能の充実や、地方農政局等と地方公共団体との連携を強化し、県や市町村における本計画を踏まえた施策の実施に努める。
- 行政手続のデジタルトランスフォーメーションを推進し、行政手続きを抜本見直し。
- 国、地方公共団体、農業者、消費者、事業者、関係団体等の幅広い関係者が適切な役割分担で連携・推進。
- SDGs にも貢献する環境に配慮した施策を展開。
- 不断の点検と見直し、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、様々な観点からコスト縮減に取り組み、施策を展開。

食料・農業・農村基本計画見直しに関する
農業基本政策検討委員会の今後のスケジュール

自民党	食料・農業・農村政策審議会、企画部会
	○企画部会(12月23日) ・次期基本計画の検討に向けた課題の整理
○農業基本政策検討委員会(1月29日) ・次期基本計画の検討に向けた基本的な考え方 ・経営政策及び農村政策に関する主な論点と対応方向 ・新しい「農業構造の展望」の考え方 ・新しい「農地面積の見通し」の考え方	○企画部会(1月29日) ・次期基本計画の検討に向けた基本的な考え方 ・経営政策及び農村政策に関する主な論点と対応方向 ・新しい「農業構造の展望」の考え方 ・新しい「農地面積の見通し」の考え方
○農業基本政策検討委員会(2月13日) ・品目ごとの生産のあり方及び食料政策に関する主な論点と対応方向 ・食料自給率目標及び食料自給力指標の考え方 ・新しい農業経営の展望(経営展望)の考え方	○企画部会(2月13日) ・品目ごとの生産のあり方及び食料政策に関する主な論点と対応方向 ・食料自給率目標及び食料自給力指標の考え方 ・新しい農業経営の展望(経営展望)の考え方
○農業基本政策検討委員会(2月21日) ・基本計画骨子案	○企画部会(2月21日) ・基本計画骨子案
3月上旬 ・基本計画本文原案①	○企画部会(3月上旬) ・基本計画本文原案①
3月中旬 ・基本計画本文原案②	○企画部会(3月下旬) ・基本計画本文原案②
3月下旬 ・基本計画案取りまとめ	○本審議会(3月下旬) ・基本計画(案) → 答申
	○閣議決定(3月中)

II 2018年農業産出額、愛知県3,115億円

— 全国で4年ぶり減少、9.1兆円 —

1. 全国の動向

- 1月15日、農水省は2018年の農業総産出額を公表した。全国で前年より2.4%（2,184億円）減少し、9兆558億円となった。
- 2015年以降、3年連続で前年を上回っていたが、4年ぶりに減少した。野菜や豚、鶏卵での価格下落等が要因となっている。
- 併せて、生産農業所得も公表され、全国で前年より7.3%（2,743億円）減少し、3兆4,873億円となった。農業総産出額の減少に加え、原油価格の上昇、経常補助金（米の直接支払交付金等）の減少等が要因となっている。

(補足：生産農業所得の推計方法)

$$\text{生産農業所得} = \text{農業総産出額} \times \frac{\text{農業粗収益（経常補助金を除く）} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益（経常補助金を除く）}} + \text{経常補助金}$$

2. 愛知県の動向

(1) 2018年

- 愛知県の農業産出額は前年より3.6%（117億円）減少し、3,115億円となった。生産農業所得は前年より6.9%（80億円）減少し、1,085億円となった。
- 品目別では、キャベツ、鶏卵、トマト等で大きく減少している。

【愛知県の農業産出額の推移】

(単位：億円)

品目	2016年	2017年	2018年	増減(18-17)
米	276	301	296	△5
豚	258	257	253	△4
キャベツ	207	270	246	△24
菊	230	216	216	0
鶏卵	207	228	204	△24
生乳	197	201	189	△12
トマト	176	173	155	△18
シソ	131	128	137	9
肉用牛	106	105	113	8
総額	3,063	3,232	3,115	△117

【考えられる減少要因】

キャベツ：	根菜類や葉茎菜類が冬場の温暖な天候により、生育が良好なことから、価格が低下
鶏 卵：	2017年以降は毎年、鶏卵生産量が過去最高を更新したことから需給が緩和し、鶏卵相場が前年を大きく下回って推移
トマト：	他県産地のミニトマトの生産量が拡大し、本県産地を圧迫

- 農業産出額の都道府県別の順位は米やリンゴ、ニンジン、ゴボウ等の産出額を伸ばした青森県に抜かれ8位となった。一方、生産農業所得は昨年の10位から上昇し、7位となった。

【都道府県別の農業産出額順位（上位10位）の推移】

順位	2016年	2017年	2018年	農業産出額 (億円)	前年対比 (18/17)
1	北海道	北海道	北海道	12,593	98.7%
2	茨城	鹿児島	鹿児島	4,863	97.3%
3	鹿児島	茨城	茨城	4,508	90.8%
4	千葉	千葉	千葉	4,259	90.6%
5	宮崎	宮崎	宮崎	3,429	97.3%
6	熊本	熊本	熊本	3,406	99.5%
7	青森	愛知	青森	3,222	103.8%
8	愛知	青森	愛知	3,115	96.4%
9	栃木	栃木	栃木	2,871	101.5%
10	群馬	岩手	岩手	2,727	101.3%

(2) 2019年

- 2020年度に公表される2019年の農業産出額は、愛知県ではCSF（豚熱・豚コレラ）による飼養頭数減少等の影響が懸念される。

農政をめぐる情勢

令和2年2月26日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印

刷

大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉